

平成25年12月17日 制定

令和2年1月21日 改訂

宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針に基づく細目

「宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針」に基づき、地域貢献部会や地域研究センターは、次のような内容に取り組む。

- 1) 地（知）の拠点として、教職員・学生の幅広い知的・人的資源を活用し、地域の多様な学習ニーズに応えるとともに、地域社会に貢献する人材の育成を行う。
 - ・ 定期公開講座をはじめとする市民向けの各種公開講座の実施
 - ・ 生涯にわたる学び直し（リカレント教育）の実施
 - ・ 小・中・高等学校等と連携した教育研究活動の実施

- 2) 自由な発想に基づく創造的な研究を行い、その研究成果を地域社会に積極的に還元する。
 - ・ 教職員・学生が行う地域貢献研究活動への積極的な支援
 - ・ 地域研究センター年報等の発行による研究成果の発信

- 3) 地域の政策課題・産業界等のニーズに即した教育研究活動を展開する仕組みを作り、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。
 - ・ 各種機関団体からの要請による委員会活動等への参加促進
 - ・ 地域の課題発見及び解決を目指した活動への支援
 - ・ 産学官等との連携による寄附講座等の実施及び共同研究の推進

- 4) 地域研究センターを地域貢献研究及び活動の拠点として位置づけ、連絡・調整機能の充実強化を図る。
 - ・ 地域の課題、ニーズと大学の人的・知的資源とのマッチング及びコーディネート
 - ・ 地域貢献に関する問い合わせのワンストップサービス化
 - ・ 地域のニーズにマッチした施設貸出